

[事案 28-82] 契約無効請求

・平成 28 年 12 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

3 契約のうち、2 契約について無効とし、その保険料を 1 契約の貸付金返済に充当することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月に契約した 2 件の終身保険について、契約時、平成 21 年に契約した米国ドル建年金支払型養老保険の保険料自動振替貸付適用における説明がきちんとなされていれば 2 件の終身保険を契約していなかったため、契約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 21 年の契約の保険料自動振替貸付適用説明において、説明不足があったとは考えられない。
- (2) 保険料自動振替貸付は約款の定めに従って適用されている。
- (3) 2 件の終身保険について、コールセンターへ一旦解約の申出をされたが、これを取消して、契約者貸付に変更された事実があり、これは 2 件の終身保険の契約を追認されたものと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、本件契約の保障内容について虚偽の説明を行ったとは認められないこと、また、申立人の意思表示に錯誤は認められないか、あるいは、申立人に、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。